

MINT 活動規約(案)

第1条 目 的

地域に開かれたクラブチームでの活動を通してこれからの社会で求められる自主性や協調性を備えた人材の育成を目指す。また、地域の中学生の選択肢を広げ、中学校、クラブチームの連携を通して地域で子どもを育成する。

(補足)当クラブチームは、中学校部活動改革、地域移行化への対応として HIGASHI JVC 関係者の有志による協働事業による創設である。

第2条 理 念

(1) 基本理念

互いに高め合い、課題解決のための方策の計画的な実践（ピアコーチング、ピアラーニング、ロードマップ、多彩な取り組み）を通して、自分自身とチームを成長させる。

(2) 自主性や協調性を備えた人材の育成

自ら気づき、発信し、お互いにその価値を認め、チームワークと向上心をもつ中学生を育成する。

必要な方策、提案、評価を自ら発信することができ、自ら主体的に創生したり参画したりしようとする中学生を育成する。

クラブ活動以外でも、培った力を主体的に発揮できる中学生を育成する。

(3) バレーボールの技能向上

大会参加を前提とし、バレーボール技術の向上とスキルアップ、探求心の醸成を目指す。

(4) これらの理念を理解し、さらに発展させる人材を育成する。

第3条 活 動

(1) 実施日、時間

- ・平日2～3日(火、金、臨時)2時間前後

18時30分～20時45分。

- ・休日(土、日、祝)半日～全日

午前または午後、あるいは練習試合、試合、遠征については半日または全日。

- ・長期休業中については、別途練習日時を設定する。
- ・東京都教育委員会の部活動ガイドラインに配慮し、設定する。

(2) 内容

- ・基本練習、練習試合(遠征を含む)、大会、合宿。
- ・大会は、中体連主催、その他ローカル大会等。

(3) 指導者

- ・MINT スタッフ(常勤・サポート大学生他)、HIGASHI JVC スタッフ(常勤・非常勤)
- ・活動時は指導者、サポートスタッフが1名以上参加する。
- ・指導者は、活動の目的、理念が達せられるよう、指導を行う。

(4) 活動計画

- ・年間を通じ、定例練習を設定し、学校行事等に配慮して柔軟に対応する。

- ・合宿を1回～2回設定し、他チームとの練習試合、錬成の機会とする。

(5) 場所

- ・地域クラブチーム設立の趣旨を踏まえ、近隣中学校等の協力のもと、学校施設を基本とし、地域の公共施設等を活用する。

(6) 中学生による主体的なマネジメントについて

- ・チーム理念を踏まえ、中学生自身が主体的に練習、試合に臨むスタイルを基本とする。
- ・能動的に自身とチームの成長に関わり、チームワークや課題解決に真摯に取り組む意識をもつことを求める。

第4条 入会、退会、移籍

(1) 入会

- ・体験、相談を経て、入会希望届(誓約書付)を提出し、指導者により入会の可否を判断する。
- ・定員は各学年10名とする。HIGASHI JVC 所属者は先行調査を行う。
- ・開設年度、開設次年度については、年度途中の定員内での入会を可とする。
- ・体験、相談、入会希望について、バレーボール経験の有無は問わない。

(2) 退会

- ・中学3年生中体連退会終了月をもって退会を原則とする。
- ・年度途中止むを得ず退会する場合は、退会届を提出する。

(3) 移籍

- ・学業や家庭の事情、転居、やむを得ない事由で移籍が必要な場合は、指導者と面談の上可否を決定する。

(4) 特別な事情による6年生からの入部については、別途相談とする。

第5条 会費

(1) 例月会費

- ・開設初年度は7000円／月を徴収する。年度途中、年度更新時の改訂の可能性を含む。
- ・会費変更は、指導者と保護者代表で検討し、次年度入会及び継続の手続き前に決定し、保護者会にて報告する。
- ・年度末に会計報告を行い、残金は次年度に繰り越す。

(2) 例月会費に含まれないもの

- ・合宿・遠征に関わる費用(都度徴収)
- ・練習着(各自負担)
- ・企画・イベント等に係る費用(都度徴収)
- ・傷害保険(各自対象)

(補足) ボール、ネット、その他長期利用する備品類、ユニフォーム代等は長期対象のため例月会費の雑費を充てる。

(補足) 例月徴収において不足が生じた場合の補填(事前に通知)

第6条 保護者

(1) 保護者会を設置する

- ・連絡事項共有(報告、検討事項)
- ・大会会場時に準備や運営が必要な場合の補助
- ・1回／年と臨時に開催

第7条 保 険

(1) チーム指推奨のスポーツ障害保険に加入。

- ・個人で加入する場合はこれを認める。
- ・万一、事故発生の場合は、保護者、会場責任者に連絡し速やかに適切な処置を取る。

第8条 規 則

(1) 会員は次のことを守らねばならない

- ア. チームの一員として責任のある言動をする。
- イ. チームワークを大切にし、楽しく活動する。
- ウ. 主体的に活動し、目標や課題に真剣に取り組む。具体的には、日々の記録をノートに残し、評価や振り返りを行い、目的、目標を確認することを怠らない。
- エ. 礼節を重んじ、挨拶を行う。
- オ. 時間を守り、無断欠席や遅刻をしない。
- カ. 基礎疾患、アレルギー、その他の配慮事項は事前に報告する。また、自己の健康管理を行い、体調に不安の有る場合は参加を控える。
- キ. 貴重品の管理は自己責任とする。紛失時は指導者に速やかに報告する。
- ク. 近隣中学校のご協力のもとで活動が成り立つことを認識し、部活動と同等の節度ある行動をとる。
 - 1. 練習、試合の往復路において、買い食い、飲食店に立ち寄る、寄り道などの行為は禁止する。なお、特別な事情がある場合、保護者同伴の場合を除く。
 - 2. 練習会場、試合会場への菓子、ジュース類の持ち込みは禁止する。
 - 3. 練習会場、試合会場におけるスマートフォン・タブレットの使用は、バレーボールの技能向上ならびに保護者等との連絡目的のみ許可する。
 - 4. SNS での個人的なトラブルを防ぐため、チーム専用の公式グループ以外でのメンバー限定のグループ作成は禁止とする。
 - 5. 施設用具は大切に使い、破損や不具合があった場合は速やかに報告する。また、使用器具等は原状復帰する。
 - 6. 練習、試合、遠征は、制服、体操服(練習着、チーム練習着等)で参加する。
 - 7. 練習会場、試合会場への行き帰りにおいては、交通ならびに公共交通機関利用時のルールやマナーを守る。安全に留意するとともに周囲に配慮した行動を心がける。
- ケ. 非行、社会のルール、チームメイトや他チームとの関係性において、逸脱行為が認められた場合は、指導者の判断により退会等の対応をとることを理解しておく。
- コ. 学業との両立を決して怠らないこと。

(2) 指導者

- ア. チーム理念を具現化し、達成のための策を創意工夫する。

- イ. 勝利至上主義に傾倒せず、子どもが身に付けるべき考え方を最優先に考える。
- ウ. 成長過程を考慮し、健康、安全に練習を行う。
- エ. 他のチームを大切にし、切磋琢磨の意味を子どもたちに伝える。
- オ. 子ども、保護者、関係者とのコミュニケーションを大切にし、望ましい方向に向けて考察を怠らない。
- カ. 次世代の育成を念頭に置き、指導を行う。

付 則

- ・この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- ・令和7年7月7日改訂。
- ・令和7年9月25日改訂。
- ・令和7年10月6日改訂。